

日 時:平成28年(2016年)5月24日(火)16:30~18:30
場 所:西宮市立こども未来センター4階 会議室

第1回 西宮市立こども未来センター運営審議会 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 西宮市立こども未来センターの概要及び各種事業について
- (3) 今後の審議のあり方について

3 その他

4 閉 会

- 委員名簿
- 座席表
- 事務局名簿

資 料

- 【資料1】西宮市附属機関条例 抜粋
- 【資料2】西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱
- 【資料3】こども未来センター事業概要
- 【資料4】平成27年度こども未来センター実績と課題
- 【資料5】こども未来センター パンフレット

西宮市立こども未来センター運営審議会委員

(任期：平成28年5月24日から平成30年5月23日まで)

敬称略

区分	氏名	所属団体・役職名等
学識経験者	クライン 倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授
	イサワ 井澤 信三	兵庫教育大学学校教育研究科 教授
医療関係者	オヤマ 折山 フミ子	西宮市医師会
福祉又は教育に関わる者	サカイ 酒井 シュウイチロウ 修一郎	元西宮市立養護学校長
	ヨシダ 吉田 トモヒデ 知英	西宮市心身障害児者団体連絡協議会 副代表
	ヒガシノ 東野 ヒロミ 弘美	西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長
	ホソミ 細見 タクオ 卓男	西宮市社会福祉協議会 事務局長
	フルカワ 古川 マサル 勝	西宮児童通所支援連絡会 会長
	アンドウ 安東 ヒロコ 裕子	西宮市民生委員・児童委員会 副会長
市民	フジノ 藤野 タカヨ 隆子	公募委員

西宮市立こども未来センター運営審議会事務局職員名簿

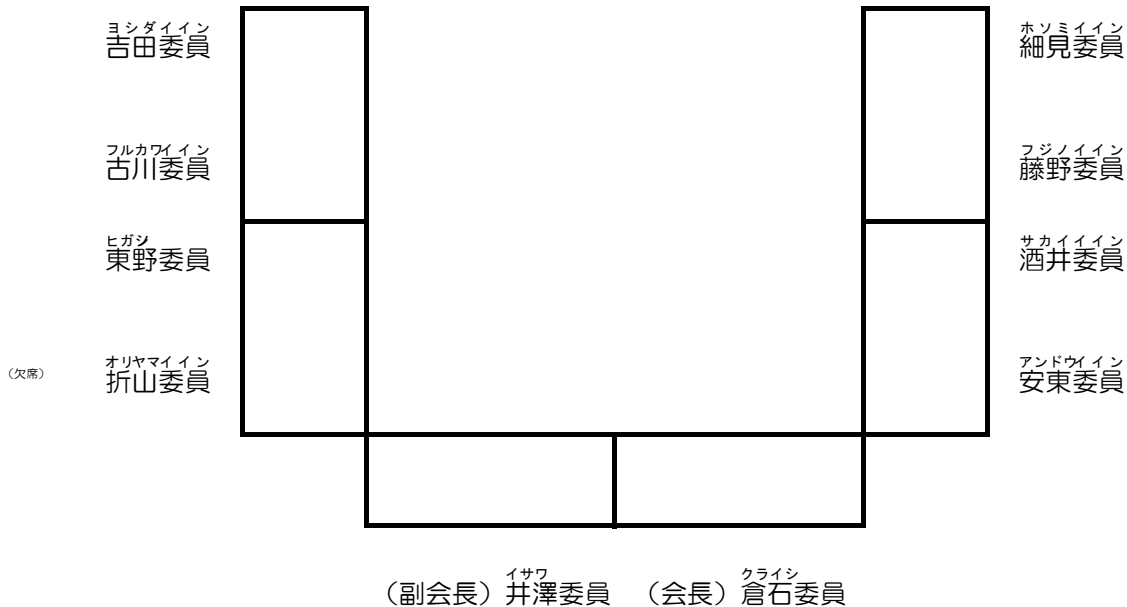
平成28年4月1日現在

こども支援局長	サカタ カズタカ 坂田 和隆
こども支援局参与	モリタ トシエ 森田 利江
こども未来部長	ツダ テツジ 津田 哲司
学校教育部長	ヤマト カズヤ 大和 一哉
発達支援課長	オダ アキラ 小田 晃
地域・学校支援課長	ハマジ マナブ 濱路 学
こども未来部参事兼特別支援教育課長	アヲヤ クニコ 粟屋 邦子
発達支援課係長	サカノ ヒロコ 阪野 裕子
発達支援課係長	ヒグチ マサコ 樋口 雅子
診療事業課係長	タニグチ ユウコ 谷口 祐子
診療事業課係長	ツネマツ マリコ 恒松 麻理子
診療事業課係長	ババ サキ トシヒト 馬場先 俊仁
診療事業課係長	イエツカ さとみ 家塚 さとみ
地域・学校支援課係長	シゲタ アキコ 繁田 明子
地域・学校支援課係長	ヤマモト マサユキ 山本 雅之
発達支援課主査	カワト ヨシコ 川戸 美子
診療事業課嘱託医師	オオタ ヒデキ 太田 秀紀

第1回 西宮市立こども未来センター運営審議会 座席表

平成28年5月24日(火) 16:30~18:30
西宮市立こども未来センター 4階 会議室

地域・学校支援課 係長	地域・学校支援課 係長	診療事業課 係長	診療事業課 係長	診療事業課 係長	発達支援課 主査
ヤマモト 山本	シゲタ 繁田	ハバサキ 馬場先	iezuka 家塚	タニグチ 谷口	カワト 川戸
こども未来部 参事	地域・学校支援課 課長	診療事業課 医師	診療事業課 係長	発達支援課 係長	発達支援課 係長
アワヤ 粟屋	ハマジ 濱路	オオタ 太田	ツネマツ 恒松	ヒグチ 樋口	サカノ 阪野
学校教育部 部長	こども支援局 局長	市長	こども支援局 参与	こども未来部 部長	発達支援課 課長
ヤマト 大和	サカタ 坂田	イマムラ 今村	モリタ 森田	ツダ 津田	オダ 小田



西宮市附属機関条例 抜粋

(平成25年7月10日)

(西宮市条例第3号)

(設置)

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

- 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 委員の任期は、2年とする。
- 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
- 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属機関の運営)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

- 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。
- 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）第50条の規定に基づき「西宮市立こども未来センター運営審議会（以下、「審議会」という。）」の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により「西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第4条に規定する課（以下、「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が該当人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

- (1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、こども支援局こども未来部発達支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書

年 月 日

西宮市立こども未来センター運営審議会会長 様

申請者住所： _____

申請者氏名： _____

連絡先電話： _____

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市立こども未来センター運営審議会の傍聴を申請します。

※注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市立こども未来センター運営審議会の傍聴は許可されません。